



福岡医発第 2261 号 (地)
令和 2 年 11 月 26 日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

今後の福岡県診療・検査医療機関の募集について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記医療機関については、令和 2 年 11 月 2 日付け福岡医発第 2118 号 (地) にて、今後の募集スケジュールは県ホームページに掲載される予定である旨、貴会宛てご連絡いたしました。

今般、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より、別添のとおり随時募集することについて下記の県ホームページに掲載した旨、連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 申請の流れ・方法等については別添「福岡県診療・検査医療機関の指定について」をご参照ください。
- 2) 指定に関する変更届及び辞退届についても示されておりますので、併せてご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

福岡県ホームページ

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shinryo-kensa.html>)

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

公印省略

2 疾病第 4 8 2 6 号
令和 2 年 1 1 月 1 8 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

福岡県診療・検査医療機関の指定に係る協力依頼について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生していますが、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定し、本県では、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を「福岡県診療・検査医療機関」として、これまでに 1, 2 0 0 以上の医療機関を指定したところです。

今後、「福岡県診療・検査医療機関」の募集については、下記のとおり福岡県ホームページにて随時募集することとしましたので、会員医療機関に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

記

○ ホームページ URL

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shinryo-kensa.html>

福岡県診療・検査医療機関の指定について

【新たに指定を希望される医療機関の皆様へ】

1 指定の要件

別添「診療・検査医療機関の指定の申請書」の裏面を御参照ください

2 指定を受けた場合に受けられる補助等

- ①外来診療・検査体制確保に要する費用の補助（体制確保時間に応じて設定）
- ②設備整備に対する補助（設備毎に上限あり）
- ③労災給付の上乗せ保障加入保険に対する支援（1,000 円/人 等の上限あり）
- ④感染防護具の無償配布

3 申請の流れ

- （１）医療機関は、指定の要件を満たしていることを確認の上、「診療・検査医療機関の指定の申請書」を県に提出
- （２）県において申請内容の審査を行い、適当と認める場合、速やかに「診療・検査医療機関」として指定の上、書面にて通知

4 申請方法

郵送又はメールで下記まで提出してください。

【郵送の場合】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7
福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画2班 宛

※封筒に『「診療・検査医療機関」指定申請書在中』と記載してください。

【メールの場合】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画2班
E-Mail : corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

5 申請書類

別添「診療・検査医療機関の指定の申請書」を提出してください。

※診療だけでなく、検査も実施する医療機関は、必ず事前に「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき、県・保健所設置市（以下「県等」という。）と行政検査の委託契約を締結してください。

6 参考資料

- ・別添「診療・検査医療機関の指定について（質疑応答集）」
- ・別添「行政検査の取扱いについて（質疑応答集）」

7 問合せ先

【診療・検査医療機関の指定について】

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画2班

TEL：092-643-3609

E-Mail：corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

【行政検査の委託契約について】

診療だけでなく、検査も実施する医療機関は、必ず事前に「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき、県・保健所設置市（以下「県等」という。）と行政検査の委託契約を締結してください。

委託契約の手続きについては、以下までお問合せください。

◆北九州市・福岡市・久留米市以外の医療機関

福岡県医師会までお問合せください

◆北九州市の医療機関

○委任状・同意書の提出について

北九州市医師会までお問合せください。

○その他全般について

北九州市感染症医療政策課までお問合せください。

◆福岡市の医療機関

福岡市医師会までお問合わせください

◆久留米市の医療機関

市の保健所へお問合わせください

【すでに指定を受けている医療機関の皆様へ】

1 申請内容の変更

申請内容に変更がある場合は、別添「変更届」をメール又は郵送にて下記までご提出ください

※変更届を提出いただいた場合、変更完了の通知及び指定通知書の再発行は行いませんので御注意ください。

2 指定の解除

指定の解除を希望される場合は、別添「辞退届」をメール又は郵送にて下記までご提出ください

3 変更届及び辞退届の提出・問合せ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画2班

TEL：092-643-3609

E-Mail：corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

申請日：令和 年 月 日

診療・検査医療機関の指定の申請書

1 申請者

- ① 医療機関名 _____
② 郵便番号 _____
③ 住所 _____
④ 電話番号 _____
⑤ 保険医療機関番号 _____
⑥ 代表者氏名 _____
⑦ 担当部署・氏名 _____
⑧ 担当部署メールアドレス _____
⑨ F A X 番号 _____
⑩ 医師会加入（いずれかにチェック）：☐ 加入 ☐ 未加入

2 公表の可否（いずれかにチェック）

診療・検査医療機関として医療機関名及び診療・検査の対応内容を公表

☐ 可 ☐ 不可

- ・ 公表可の場合、県ホームページに診療・検査医療機関として、医療機関名、住所、電話番号、F A X 番号及び診療・検査の対応内容を掲載する場合があります。
・ 公表不可の場合でも、関係者（県等、保健所、医師会、地域の医療機関ほか必要と認められる機関）内で情報共有させていただきます。

3 診療・検査の対応内容

① 診療・検査対象となる患者（該当するものに○）

他の医療機関や保健所等から案内を受けた患者	
自院のかかりつけ患者、自院に相談があった患者	
濃厚接触者	

② 対応できる外国語（ ）

③ 実施内容

診療	
検査（PCR 検査）	
検査（抗原定量検査）	
検査（抗原定性検査）	

④ 診療・検査対応時間 ※○×ではなく、時間帯を記入してください（例 9～12:30）

曜日		月	火	水	木	金	土	日
診療 時間	午前							
	午後							

4 指定要件の確認（該当する場合、下の□にチェック）

裏面の指定要件を確認し、すべて満たしていることを確認しました ☐

(指定要件)

1	発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り導線が分けられており、発熱患者等専用の診察室（時間的又は空間的分離を行うこと、プレハブ・簡易テント・駐車場等での診療含む）を設けること
2	医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
3	必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
4	検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき、県・保健所設置市（以下「県等」という。）と行政検査の委託契約を締結していること。
5	自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。
6	診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報（診療・検査医療機関の名称や診療・検査の内容等）を県に報告し、県は、県等、保健所、地域の医療機関間等で情報共有すること
7	6で報告した範囲で、保健所や他の医療機関から案内を受けた患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること
8	自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、かかりつけの患者に対して、院内掲示等を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すこと
9	診療・検査医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについて、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。
10	診療・検査医療機関として指定されている期間中は、G-MISに受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MISのID振り出しを国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。
11	診療・検査医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うこと。（なお、県から医療機関IDが付与され、HER-SYSへの入力・届出が可能となるまでは、この限りではない。）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の 取扱いについて（質疑応答集）【第2版】

令和2年10月

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
公益社団法人福岡県医師会

・はじめに

- 次のインフルエンザ流行に備えた新型コロナウイルス感染症に係る体制整備のため、地域で身近な医療機関においても新型コロナウイルス感染症に係る行政検査が可能となるよう、医療機関との委託契約締結を積極的に進めることとしました。
- 医療機関が行政検査を実施するためには、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された要件を満たす必要があります。
- 秋冬の医療提供体制の確保に向け、多くの医療機関のご協力につきましてよろしくお願いいたします。

質疑・応答

- Q1 行政検査を実施するための具体的な要件はあるか。
- Q2 AIの「疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと」とは、具体的にどういうことか。
- Q3 AIの「必要な検査体制が確保されていること」とは、具体的にどういうことか。
- Q4 委託契約を締結した場合、検査協力医療機関名は公表されるのか。
- Q5 補助額はいくらなのか。
- Q6 各種検査にはどのような違いがあるのか。
- Q7 発熱等患者の来院にあたって、特に留意することはあるか。
- Q8 検査結果が陽性であった患者への対応について、特に留意することはあるか。
- Q9 検査結果の報告は、いつまでに、どのように行えばよいか。
- Q10 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）での報告は必要なのか。
- Q11 県とどのような形で委託契約を締結するのか。

Q1 行政検査を実施するための具体的な要件はあるか。

A1 実施する検査方法別に要件があります。

1 PCR 検査(唾液、鼻腔拭い液(自己採取したもの))又は抗原検査(唾液、鼻腔拭い液(自己採取したもの))のみを行う場合

- ・ 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい)こと。
- ・ 必要な検査体制が確保されていること。
- ・ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。(詳細は以下(参考)を参照)
 - ① 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ② 採取された唾液又は鼻腔拭い液(自己採取したもの)検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

2 PCR 検査(喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液(医療従事者が採取したもの)等の唾液及び鼻腔拭い液(自己採取したもの)以外の検体)又は抗原検査(鼻腔拭い液(医療従事者が採取したもの)、鼻咽頭拭い液)も行う場合

上記①に加え、以下の措置を講ずること。

- ③ 医療従事者が鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を着用すること。
- ④ エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、N95 マスク(または DS2 など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を着用すること。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その3)」(抜粋)
(令和2年10月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2 新型コロナウイルス感染症患者(同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。)を診察する際の感染予防策について (1) 各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講ずること。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ② 同患者から採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- ③ 医療従事者が同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を着用すること。
- ④ 同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、N95 マスク(または DS2 など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を着用すること。
- ⑤ 同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ⑥ 基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ⑦ 個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜に触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

Q2 A1の「疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい)こと」とは、具体的にどういうことか。

A2 ゾーニングの例として、以下のような方法が想定されています。(必須要件ではなく、実情に応じて検討すること。)

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(抜粋)

(令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2. 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備における基本的な方向性について

(1) 地域の実情に応じて、多くの医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制を整備すること。

(医療機関における感染管理)

- 地域の診療所等で新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療・検査する場合、院内感染対策のため、患者の事前予約制の徹底と動線の確保を行う必要がある。
- これまで帰国者・接触者外来を担っていた医療機関は感染症指定医療機関や地域の基幹医療機関が多く、入口や診察室が複数確保できる等、医療機関内で動線の確保が比較的容易であったが、地域の診療所等において、必ずしも同様に院内感染防止のための動線の確保等ができるとは限らない。そこで、各地域や医療機関において、その実情を踏まえて、院内感染を防止しつつ、発熱患者の診療・検査を行う体制を検討していく必要がある。
- まずは、消毒や換気時間の短縮が可能で、患者の分泌物やエアロゾルへの曝露が限定的となる医療機関の診察室外での診療・検査を以下の方法で行うことを検討すること。
 - ・ 医療機関の駐車場において患者が自家用車等に乗った状態で診療・検査を行う。
 - ・ 診察室ではなく駐車場等の医療機関の敷地内で、必要に応じてプレハブや簡易テントを設置した上で、診療・検査を行う。
- 一方、建物外の診察・検査スペースを用意できず、診察室や待合室等を発熱患者等とそれ以外の患者で分けすることができない場合等は、他の患者との時間的な分離が必要となる。そのため、
 - ・ 診察時間のうちの一部の時間帯を発熱等疑い患者の診察時間に設定する(その場合、地域の診療所等と時間帯を分担することが望ましい。)
 - ・ 地域の複数の診療所で輪番制を組んで、曜日単位等で発熱患者等の診察をする医療機関を設定する等の対応を、地域の実情に応じて検討すること。
- 夜間・休日にも一定の相談・診療・検査体制が確保できるよう地域において調整の上体制整備を行うこと。

Q3 A1の「必要な検査体制が確保されていること」とは、具体的にどのようなことか。

A3 必要に応じて、採取した検体の検査を民間検査機関へ委託してください。

- ・ 診察した医療機関において検体の検査を行わない（採取のみ行う）場合は、民間検査機関へ検査の委託を行う必要があります。委託にあたっては、検体採取後の連絡方法、搬送方法、結果判明日時や検査結果の受取方法等の確認や調整を行ってください。
- ・ 現在把握している新型コロナウイルス核酸検出を受託可能な民間検査機関（県内）は、下表のとおりです（検査方法等の詳細につきましては各検査機関にお問い合わせください）。

民間検査機関一覧表

（SARs-CoV-2核酸検出を受託可能な民間検査機関）

※今後の検査状況等によっては、本表に記載のとおりとはならない可能性があります。
詳細については各検査機関に直接お問い合わせください。

	検査機関名	住所・連絡先	検査方法	対応可能日時	検査方法	検体提出方法	結果通知
1	公益財団法人 北九州生活科学センター	〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町1番4号 TEL: 093-881-8282 FAX: 093-881-8333	PCR検査 （喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液） ※主に唾液	平日 9時～17時 （応相談）	PCR検査 （喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液） ※主に唾液	原則集荷	当日・翌日
2	株式会社キューリン	〒806-0046 北九州市八幡西区森下町27-25 TEL: 093-642-3911 FAX: 093-642-3967	PCR検査 （鼻咽頭拭い液・唾液）	平日 9時～18時	PCR検査 （鼻咽頭拭い液・唾液）	原則集荷	翌日・翌々日
3	株式会社エスアールエル 福岡営業所・北九州営業所	〒816-0906大野城市中2-1-8 TEL: 050-2000-4860 〒805-0014北九州市八幡東区茶屋町5-3 TEL: 050-2000-4806	PCR検査 （喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液） LAMP法（鼻咽頭） 抗原定量検査（唾液）	平日 9時～17時30分	PCR検査 （喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液） LAMP法（鼻咽頭） 抗原定量検査（唾液）	ゆうパック・集荷 ※詳細は要確認	翌日～5日後
4	株式会社QOLセントラルラボラトリーズ	〒812-0062 福岡市東区松島1丁目44番12号 TEL: 092-622-8666 FAX: 092-622-1732	PCR検査 （鼻咽頭拭い液・唾液）	平日 9時～17時	PCR検査 （鼻咽頭拭い液・唾液）	集荷・ゆうパック	翌日
5	株式会社シー・アール・シー	〒813-0062 福岡市東区松島3丁目29-18 TEL: 092-623-2111 FAX: 092-623-2112	PCR検査 （喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液）	月～土 9時～18時	PCR検査 （喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液）	原則集荷	翌日

Q4 委託契約を締結した場合、検査協力医療機関名は公表されるのか。

A4 検査協力医療機関の公表の予定はありません。

- ・ただし、関係者（県等、保健所、医師会、地域の医療機関ほか必要と認められる機関）内で情報共有する場合があります。
- ・また、「診療・検査医療機関」の指定を受け、公表可とした場合は、「診療・検査医療機関」として県ホームページに医療機関名、電話番号等を掲載する場合があります。

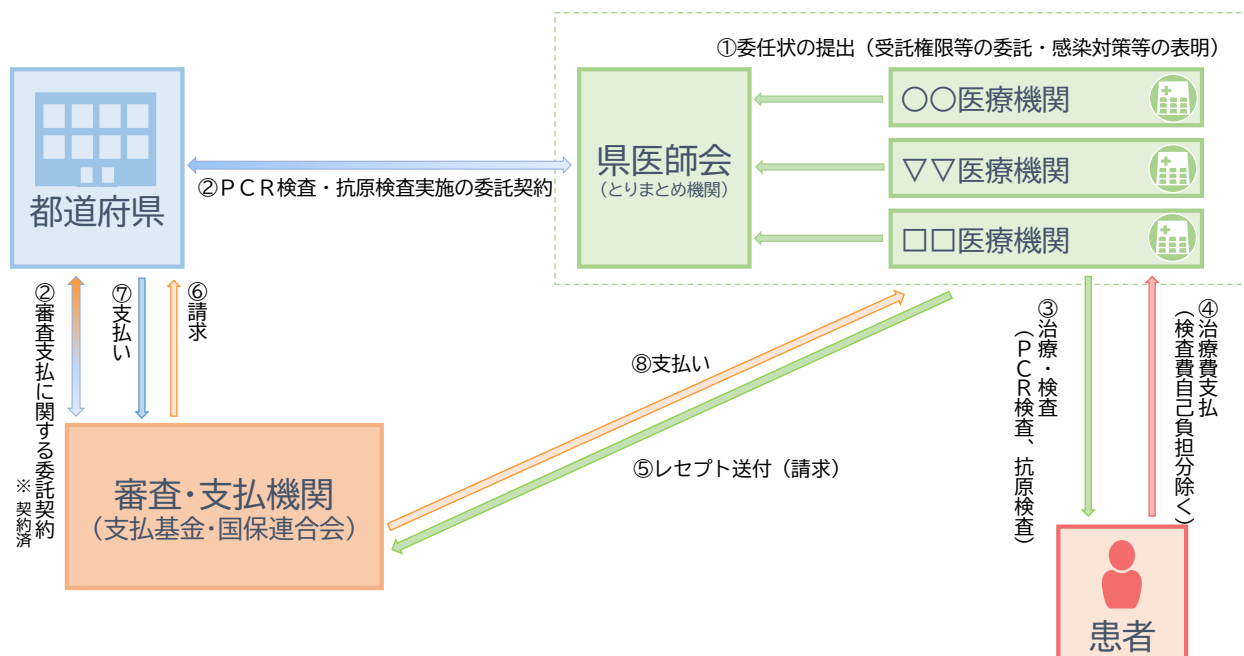
Q5 補助額はいくらなのか。

A5 ①又は②に係る、本補助事業による補助がなければ受診者が自己負担することとなる金額です。

- ① PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）+ 検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）
- ② 抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）+ 検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）

※ 保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第37条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとする。

新型コロナウイルス感染症対応（PCR検査・抗原検査の費用自己負担分スキーム）



Q6 各種検査にはどのような違いがあるのか。

A6 各種検査の特徴は以下のとおりです。特徴に留意して検査を行ってください。なお、迅速・スムーズな診断・治療につなげるべく、抗原定性検査(簡易キット)を最大限活用した検査体制をご検討ください。

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針 第1版(P12)」

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										
検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査(定量)			抗原検査(定性)		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者(症状 消退者含む)	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○	○	○ (※1)	○ (※1)	× (※2)
	発症から 10日目以降	○	○	— (※4)	○	○	— (※4)	△ (※3)	△ (※3)	× (※2)
無症状者		○	— (※4)	○	○	— (※4)	○	— (※4)	— (※4)	× (※2)
想定される主な活用場面		・検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 ・大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。			・検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるほか、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症に係る検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。			・検査機器の設置が不要で、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明するが、現状では対象者は発症2日目から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査に有効。		

※1:発症2日目から9日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。

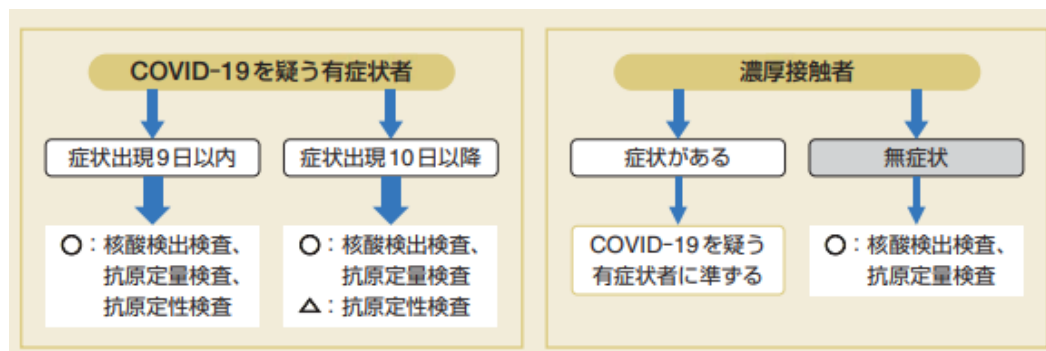
※2:有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

※3:使用可能だが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり。(△)

※4:推奨されない。(—)

* :引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。抗原検査(簡易キット)については、発症2日目から9日目以内

(検査フロー案)



Q7 発熱等患者の来院にあたって、特に留意することはあるか。

A7 来院する前に電話連絡してもらい、来院時間の調整や来院方法等の説明をするようにしてください。

- ・ 現在、発熱患者等は、事前に帰国者・接触者相談センターに相談の上、決められた医療機関を受診することとされていますが、発熱患者等の増加に伴い、今後は、かかりつけ医等の身近な多くの医療機関で相談を受ける体制を整備することとされています。
- ・ このため、発熱患者等から受診に関する相談が寄せられた場合は、来院時間、方法（マスクを着用して受診すること、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関の方法による受診を控えてほしいこと、事前に自宅で体温を測ってメモしておくこと、ドライブスルー方式であれば自家用車のナンバーや車種等の連絡をすること等）の説明・調整をお願いします。

Q8 検査結果が陽性であった患者への対応について、特に留意することはあるか。

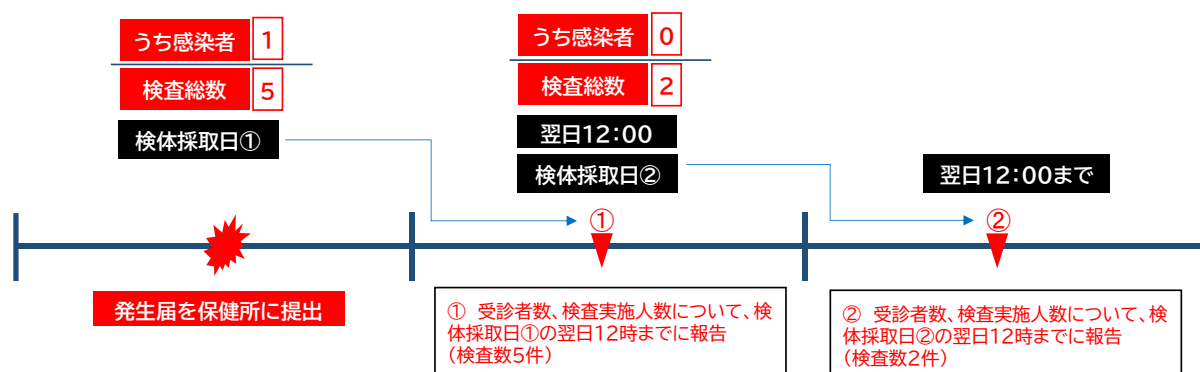
A8 検査の結果、陽性であった場合、原則、自宅で保健福祉(環境)事務所からの連絡を待っていただくこととなります。検査実施時に、自宅待機に係る資料等をお渡しいただき、自宅での過ごし方の注意点を周知ください。

Q9 検査結果の報告は、いつまでに、どのように行えばよいか。

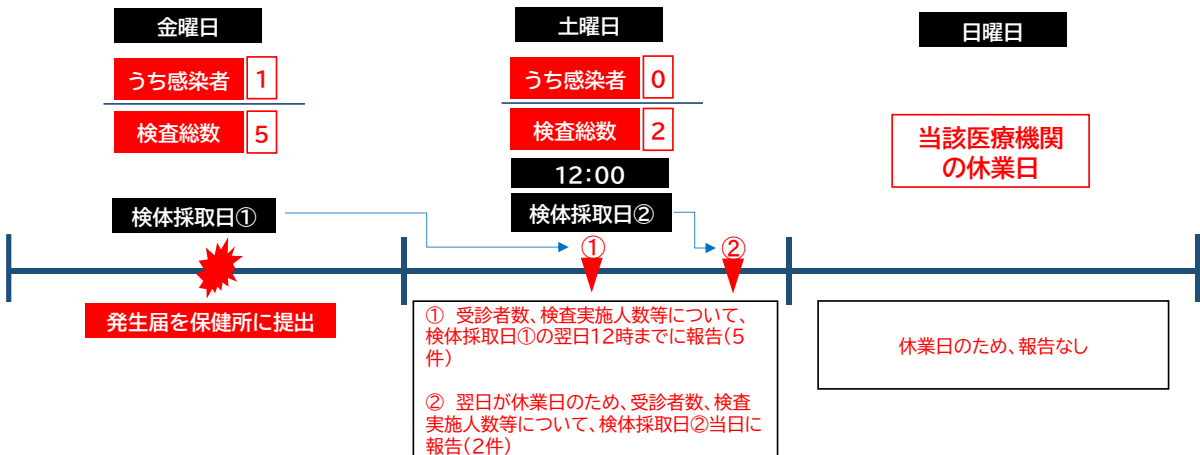
A9 以下のとおり報告をお願いします。

- ・陽性者については、直ちに保健福祉（環境）事務所に電話連絡の上、「発生届」を FAX してください。
- ・診療日ごとに集計した受診者数・検査実施人数等を、保険適用検査（県-医療機関の委託検査）及び自由診療検査報告票により、管轄する保健福祉（環境）事務所あて、翌日 12 時までには報告してください。（翌日が当該医療機関の休業日の場合には、診療日（検体採取日）当日の報告をお願いします）。

（平日の例）



（土日祝祭日の例）



Q10 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）での報告は必要なのか。

A10 HER-SYS への入力・届出が可能となるまでは、前頁のとおりFAXによる届出とします。

- ・県より、医療機関 ID が付与され、入力・届出が可能となり次第、HER-SYS による届出をお願いします。

Q11 県とどのような形で委託契約を締結するのか。

A11 医師会への加入・非加入で手順が異なります。

医師会加入の医療機関

委託契約締結に関する権限を県医師会に委任していただき、各医療機関の代理人として県医師会が県と集合契約を行いますので、医師会に委任状を提出してください。

- ・ 令和2年4月以降すでに個別契約を締結している場合、集合契約での委託締結により個別契約は失効

医師会未加入の医療機関

県と個別に委託契約の締結を行います。

- ・ 令和2年4月以降すでに個別契約を締結している場合、新たな個別契約締結により元の個別契約は失効

次のインフルエンザに備えた新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の指定について（質疑応答集）

令和2年10月

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
公益社団法人福岡県医師会



・はじめに

- 例年、季節性インフルエンザの流行期には、多くの発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定されますが、発熱等の症状のある患者に対して、季節性インフルエンザとCOVID19を臨床的に鑑別することは困難です。
- このため、次のインフルエンザ流行に備えて、発熱等の症状のある多数の患者に対して、地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制を整備する必要があります。
- この診療・検査は、県が指定した「診療・検査医療機関」が担うこととされていますが、県民のみなさんが他の疾患と同様、かかりつけ医等身近な医療機関で医療を受けるためには、できるだけ多くの医療機関が「診療・協力医療機関」となっていただき、これを広く周知することが不可欠です。
- 秋冬の医療提供体制の確保のため、また、特定の医療機関へ負荷が集中することのないように、可能な限り多くの医療機関のみなさまのご協力をお願いいたします。

質疑・応答

- Q1 診療・検査医療機関の指定を受けた場合、どのような支援が受けられるのか。
- Q2 県等、保健所、地域の医療機関間等で情報共有される「診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報」とは何か。
- Q3 「診療・検査医療機関」として指定された場合、医療機関名等は公表されるのか。
- Q4 次のインフルエンザ流行に備えた体制が整備された後、これまでの「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」及び「地域外来・検査センター（専用外来）」はどうなるのか。
- Q5 行政検査の委託を受ける場合、必ず「診療・検査医療機関」の指定を受けなければならないのか。

質疑・応答

Q1 診療・検査医療機関の指定を受けた場合、どのような支援が受けられるのか。

A1 以下の支援を受けることができます。

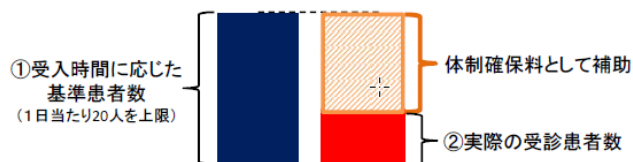
1 外来診療・検査体制確保に対する支援

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関が、発熱患者等専用の診療室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む）を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用が国から補助されます。

【補助基準額】 $13,447 \text{ 円} \times (\text{受入時間に応じた基準患者数} - \text{実際の発熱患者等の受診患者数})$

・基準患者数は、1日あたり20人を上限として、体制確保時間に応じて設定

・実際の受診患者が上記基準より少ない場合に、その人数に応じて補助金を交付



体制確保時間 (1日あたり) の例	補助上限額 (1日あたり)
7時間	約26.9万円
4時間	約15.4万円
2時間	約7.7万円

【体制確保時間7時間、実際の受診患者が5人の場合の例】

$13,447 \text{ 円} \times (\text{①基準患者数}(20 \text{ 人}) - \text{②実際の受診患者数}(5 \text{ 人})) = \text{約}20.2 \text{ 万円/日}$

※自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人

※発熱患者等の受診患者数が0人の月は、補助を減額

(参 考)

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)の交付について」

(令和2年9月15日付厚生労働省発健 0915 第8号厚生労働事務次官通知)

2 設備整備に対する支援

空気清浄機やパーテーション、簡易ベッド、簡易診療室及び付帯する備品の整備に要する費用が全額国から補助されます(設備毎に上限額あり)。

(参 考)

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」の一部改正について」

(令和2年9月25日付医政発 0925 第8号、健発 0925 第4号、薬生発 0925 第6号、発厚生労働省通知)

3 労災給付の上乗せ補償保険加入に対する支援

勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部が国から補助されます(年間保険料の2分の1、一人あたり1,000円を上限)。

(参 考)

「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」

(令和2年9月15日付厚生労働省発医政 0915 第1号厚生労働事務次官通知)

4 感染防護具に対する支援

サージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋が国から無償で配布されます。

(参 考)

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」

(令和2年9月15日付厚生労働省医政局経済課事務連絡)

Q2 県等、保健所、地域の医療機関間等で情報共有される「診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報」とは何か。

A2 必要な情報は以下となります。

・医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者

・その医療機関で診療・検査対象となる患者

保健所や他の医療機関から案内を受けた患者を受入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか、対応できる外国語等)

・実施内容

診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か(PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等)

・診療・検査対応時間

等

(参 考)

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」

(令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

Q3 「診療・検査医療機関」として指定された場合、医療機関名等は公表されるのか。

A3 「診療・検査医療機関」の指定の申請書で、公表“可”と回答された医療機関について公表する場合があります。

・公表可の場合、県ホームページにQ2で示した「診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報」を掲載する場合があります。

・公表不可の場合、県等、保健所、地域の医療機関間等での情報共有のみとします。



Q4 次のインフルエンザ流行に備えた体制が整備された後、これまでの「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」及び「地域外来・検査センター(専用外来)」はどうなるのか。

A4 以下の取扱いとなります。

・帰国者・接触者相談センター

従来の役割を解消し、「受診・相談センター(仮称)」として住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先としての役割を担うことになります。

・帰国者・接触者外来

今回、新たに設けられる「診療・検査医療機関」に包含されますので、診療・検査医療機関の指定の手続き及び行政検査の委託契約(集合契約)の手続きをお願いいたします。

・地域外来・検査センター(専用外来)

今後も、従前の役割を踏襲し、「診療・検査医療機関」以外の医療機関や、「診療・検査医療機関」であっても検査を実施しない医療機関等と連携し、検査を実施します。

Q5 行政検査の委託を受ける場合、必ず「診療・検査医療機関」の指定を受けなければならないのか。

A5 必須ではありませんが、できる限り指定を受けていただきたいと考えております。

発熱患者等が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を円滑に受診できる体制を整えるため、「診療・検査医療機関」として指定する医療機関を増やしていきたいと考えています。多くの医療機関のみなさまの御協力をよろしくお願いいたします。

届出日：令和 年 月 日

福岡県診療・検査医療機関の指定に係る申請内容の変更届

※以下の1～5について、全て記載してください。

1 申請者

- ① 医療機関名 _____
② 郵便番号 _____
③ 住所 _____
④ 電話番号 _____
⑤ 保険医療機関番号 _____
⑥ 代表者氏名 _____
⑦ 担当部署・氏名 _____
⑧ 担当部署メールアドレス _____
⑨ F A X 番号 _____

2 変更日：令和 年 月 日

3 公表の可否（いずれかにチェック）

診療・検査医療機関として医療機関名及び診療・検査の対応内容を公表

☐ 可 ☐ 不可

- ・ 公表可の場合、県ホームページに診療・検査医療機関として、医療機関名、住所、電話番号、F A X 番号及び診療・検査の対応内容を掲載する場合があります。
・ 公表不可の場合でも、関係者（県等、保健所、医師会、地域の医療機関ほか必要と認められる機関）内で情報共有させていただきます。

4 診療・検査の対応内容

①診療・検査対象となる患者（該当するものに○）

他の医療機関や保健所等から案内を受けた患者	
自院のかかりつけ患者、自院に相談があった患者	
濃厚接触者	

②対応できる外国語（ ）

③実施内容

診療	
検査（PCR 検査）	
検査（抗原定量検査）	
検査（抗原定性検査）	

④診療・検査対応時間 ※時間帯を記入してください（例 9～12:30）

曜日		月	火	水	木	金	土	日
診療 時間	午前							
	午後							

5 指定要件の確認（該当する場合チェック）

裏面の指定要件を確認し、すべて満たしていることを確認しました ☐

(指定要件)

1	発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り導線が分けられており、発熱患者等専用の診察室（時間的又は空間的分離を行うこと、プレハブ・簡易テント・駐車場等での診療含む）を設けること
2	医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
3	必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
4	検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付健感発0304第5号）に基づき、県・保健所設置市（以下「県等」という。）と行政検査の委託契約を締結していること。
5	自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。
6	診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報（診療・検査医療機関の名称や診療・検査の内容等）を県に報告し、県は、県等、保健所、地域の医療機関間等で情報共有すること
7	6で報告した範囲で、保健所や他の医療機関から案内を受けた患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること
8	自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、診療・検査医療機関の管理者（代理の者）は、かかりつけの患者に対して、院内掲示等を行う等により、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示すこと
9	診療・検査医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについて、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。
10	診療・検査医療機関として指定されている期間中は、G-MISに受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MISのID振り出しを国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。
11	診療・検査医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うこと。（なお、県から医療機関IDが付与され、HER-SYSへの入力・届出が可能となるまでは、この限りではない。）

【提出先】

（郵送の場合）

〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園7-7

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画2班

（メールの場合）

Email : corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp

届出日：令和 年 月 日

福岡県診療・検査医療機関の辞退届

当院は、福岡県診療・検査医療機関の指定について、下記のとおり辞退することを届け出ます。

記

1 届出者

住所：_____

医療機関名：_____

代表者氏名：_____

2 辞退の理由

【提出先】

（郵送の場合）

〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園 7-7

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 企画 2 班

（メールの場合）

Email : corona-kikaku001@pref.fukuoka.lg.jp